

## 令和7年度 米子市漁港管理会会議録 (概要)

- 1 日 時 令和8年2月10日(火) 午後2時～
- 2 場 所 米子市役所本庁舎5階 議会第1会議室
- 3 出席委員  
1号委員 武良賢治 福景順一 高瀬 敏 新納 弘  
足本勝美 廣中哲朗 阿川 覚  
2号委員 川西範幸 中脇 大  
欠席委員 梶井千奈  
事務局 若林経済部長 宅和室長 生田係長 上村主幹  
(農林課)吉塚係長  
傍聴者 なし
- 4 開 会 宅和室長が開会を宣言
- 5 あいさつ 若林経済部長があいさつ
- 6 事務局及び委員の紹介 宅和室長が紹介
- 7 会議の成立 宅和室長が米子市漁港管理会条例第4条第3項の規定により9名の委員全員出席により会議成立を報告
- 8 協議事項 (委員選任後、初の管理会のため、宅和室長が会長選任まで議事進行を担当)  
○宅和室長 協議事項(1)会長、副会長の互選に入ります。米子市漁港管理会条例第3条の規定により当漁港管理会では委員の互選により会長、副会長を各1名ずつ定めることになっています。事務局としては長年、本会の会長をされている武良委員に会長を、同じく長年、副会長されている福景委員に副会長をお願いしたいがいかがですか。  
  
○委 員 (全員) 異議なし  
  
○宅和室長 異議なしということで、武良委員が会長に福景委員が副会長に決定。  
(武良委員、福景委員は会長席、副会長席に移動)  
  
○会 長 協議事項(2)、(3)を事務局からまとめて説明してください。  
  
○事 務 局 令和7年度の漁港の維持管理について報告します。資料1の皆生漁港の写真の右下、皆生漁港の3-10 西防波堤です。令和6年9月から着工して古い損傷した施設を撤去し、基礎ブロックを据え付けている状況です。写真の左側と中央に示している皆生漁港の1-12 護岸、4-10 物揚場、1-11 護岸、2-5 突堤は測量調査設計業務委託を行っています。  
次に資料1の2枚目の図です。崎津漁港の船台製作及び取替工事を行っています。その他、皆生漁港、崎津漁港とも航路標識のメンテナンス及び広場等の除草管理を行っています。令和7年度の漁港の維持管理の報告は以上です。  
続いて令和8年度の漁港の維持管理計画について説明します。  
第1の施設の利用ですが、係留施設の他、各施設の利用方針をまとめています。係留施設の表の右側にある図面番号は資料2の皆生漁港平面図、崎津漁港平面

図に表示した番号に対応しています。

図面番号①の4-5物揚場は、隣接している1-12護岸と法面の陥没修繕が完了するまでの間は使用不可とします。

図面番号②、③の4-7・4-9物揚場は、1-12護岸の修繕工事完了までの間は使用不可とします。

図面番号④の4-10物揚場ですが、修繕工事の区間は工事完了までの間は使用不可とします。

その他の物揚場、船揚場は従来の利用方法と変わりありません。

次に外郭施設である護岸、突堤、防波堤ですが従来通り係留は禁止とします。また皆生漁港北防波堤及び西防波堤、消波ブロックは転落事故防止のため立入禁止とします。

次に水域施設である泊地、航路についてはみだりに停泊させないものとします。また廃船、沈船については漁協と連携し撤去の指導を行います。

次に輸送施設である道路や橋については従来通り路面の損傷するおそれがある車両の通行を禁止とします。

次に第2の施設の維持管理ですが、施設の点検や港内の環境整備、公害防止及び防災対策、放置船舶等の対応についてまとめています。これも従来行っているものと変わりはありません。

本年1月に発生した震度5弱の地震発生後の臨時点検を行いました。変動は確認できませんでした。

次に第3の令和8年度の漁港施設の維持補修等に関する計画です。これは県と市の予算の議決が前提となります。

まず国庫補助事業による工事ですが、令和8年度皆生漁港工事予定箇所をご覧ください。3-10西防波堤は工事を継続し令和8年度中に完成する予定です。

また、皆生漁港の1-12護岸、4-10物揚場、1-11護岸の修繕工事、皆生漁港の航路の浚渫工事を行います。

その他単独事業により4-5物揚場に隣接する法面の修繕工事を行います。

その他標識等のメンテナンス等、施設の維持管理を行う予定です。

- 会 長 意見や質問はないですか。
- 委 員 4-10の着工は具体的にいつからか。
- 事 務 局 8月か9月です。
- 委 員 航路の浚渫は新年度になるのか。
- 事 務 局 着手は5月の中頃から下旬と見込んでいる。
- 委 員 先に船を出すような方法が取れないか。
- 事 務 局 今後は浚渫を優先できるような形で計画したい。
- 委 員 従来は1番外側の岸壁すれすれのところで出入りできたがそれも無理。今年度に関しては特別に船の出入りができないという船長が多い。1、2、3月は、事故のないよう辛抱してくれというのが現状です。これが、4月、5月、6月に延びるとなると漁業者にとってはおかしいじゃないかと。
- 会 長 色々な意見が出ることは承知している。その都度で行政に対応してもらおうということではばらくいきたいと思いますがいかがか。

- 委員 例えば8月、年に一回でもいい。順調に港の出入りができる時に今年度はどうかというすり合わせがあればトラブルにはならないと思う。
- 委員 年に1回でもいい。これは危ないということを何度となく水産の方に打診している。そのときに1回は予算の中でやるんだけど、入口しかできないと。全体ができないということで、これはやってもしょうがないけれど、それでも天候さえ良ければやって欲しいということで、結果は去年の12月までには浚渫されませんでした。
- 委員 せめて年に1回だけでも組合と市ですり合わせができればいいがどうか。
- 会長 事務局はそういう対応は可能か。
- 事務局 8月ぐらいが時期的にはいいのか。  
それはまた漁協と相談して日にちを決めて年に1回ぐらい、海の状況について話し合いをする機会を持ちたいと思います。
- 委員 確認ですけど、いつこれ掘ってくれるかと具体的なことも言われる。いつやるかを答えて欲しい。
- 事務局 5月ぐらいです。終わるのが最終的には8月。
- 会長 地元に戻って話して、5月には着工して8月までには完了する計画だということで説明してください。
- 事務局 3月中に業者が決まり、それから外海部会で説明があって、その後、着工という形になると、やはり5月ぐらいになろうかと思います。
- 委員 5月までは通れないということですね。
- 事務局 資料、皆生漁港航路状況という写真をご覧いただきたいと思います。  
2月4日の9時現在ですが、潮位が約7センチという中で航路の確保ができないということで調査の方を簡易的ではありますがしました。北防波堤側の方が深いと考えて重点的に測ったところ、写真の真ん中の突堤側、左の矢印があるところ、そちらのルートを通っていくのが大体水深でいきますと1.9メートル以上、深いところ西防波堤の方に向かっていくにつれて3.5メートルから4メートルぐらい水深があるような状況です。
- 事務局 このルートが1番深いと説明をさせていただきます。漁に出られるのであればこのルートを通っていただけると。
- 委員 内側だったら通れるわけか。シャフト船も。
- 事務局 今、言えるのは水深が1.9メートル以上あるというところ。中央突堤に近いところが今1番深い、船一隻幅分ぐらいの約3メートルぐらいのところ。
- 委員 それだとちょっとずれただけでぶつかる。
- 事務局 いちばん深いところで1.9以上が取れてるという判断をしていますけど、西防

波堤から波が実際覆い被さって砂の流れが変わってるのも現認してます。潮流が変わったことにより北防波堤に砂がついてるのも現認してますので、無理して出ていただかないようお願いしたい。もし漁で出られるのであればこのルートが一応今現在深いところ。

○委 員 潮位表で出しました、1月から3月までの。その潮位表の中でマイナス20とか30になったとき、内側の防波堤のところは20、30だったらシャフト船は駄目ですし、船内外機でもつかえている。こんな現状でそこを通れは無理。

○事 務 局 もし漁に出られるのであればこのルートが今実際は深いという程度で見てください。あくまで参考ということで。

○会 長 事務局、まだ他に何かありますか。  
ないようなので次に進めます。その他です。

○事 務 局 昨年の漁港管理会で護岸の傾きについて意見がありました。今年度、業者に潜ってもらい矢板、肉厚が大丈夫なのか確認したので報告します。

○事 務 局 護岸についてですが、現在、矢板については肉厚は十分と聞いています。  
今回1-11の護岸設計ということでそこと合わせ矢板の肉厚を確認したところ。、ここの防食を令和8年度に工事しようと思っています。継続する矢板にも電気を流しさびにくくするところです。  
また、今離れかけているコンクリート護岸の開き具合は安定している状況と思っています。年に1回必ず漁港内の定期点検をし、変化がないかを入念にチェックして安全を確保していきます。

○会 長 護岸が傾くという兆候はありません。他にありませんか。

○委 員 船が流れついているが、移動の協力をしてもらいたい。

○会 長 他にありませんか。ないようなので以上をもちまして閉会します。

9 閉 会 午後3時